

愛知県個人情報保護審議会答申の概要

答申第 189 号（諮問第 199 号）

件名：質問書に対して「回答済み」であると判断する根拠となった資料等の一部開示決定に関する件

1 開示請求

平成 30 年 9 月 7 日

2 原処分

令和 2 年 10 月 5 日（一部開示決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、審査請求人に係る別記 1 に掲げる自己情報開示請求について、別記 2 に掲げる行政文書に記録された個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）を特定し、個人に割り当てられた警察電話番号を不開示とした。

3 審査請求

令和 2 年 11 月 24 日

原処分の取り消しを求める。

4 諮問

令和 2 年 12 月 23 日

5 審議会の結論

処分庁が、本件保有個人情報を特定したこと及び個人に割り当てられた警察電話番号を不開示としたことは妥当である。

6 審議会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件審査請求の趣旨について

審査請求人は、審査請求書において「開示した文書の特定に誤りがあり、開示されなかったため、開示を求める」、「警察電話番号が非公開とされたが、警察本部では開示されたため、開示を求める」旨を主張していることから、本件審査請求の趣

旨は、本件保有個人情報の特定に関するもの及び個人に割り当てられた警察電話番号として不開示とした部分の開示を求めるものであると解されるため、本件保有個人情報の特定の妥当性及び別記 2 に掲げる文書 3、文書 4 及び文書 9 から文書 18 までにおいて個人に割り当てられた警察電話番号として不開示とした部分の条例第 17 条第 8 号該当性について、以下検討する。

(3) 本件保有個人情報の特定について

処分庁は、別記 1 に掲げる開示請求に対して、別記 2 に掲げる文書 1 から文書 19 までの行政文書に記録されている保有個人情報を特定している。

処分庁によれば、平成 30 年 1 月 29 日に審査請求人が提出した質問書の各項目に対する回答が記載された文書を特定し、各質問の回答部分に該当する箇所を説明して開示を実施したとのことである。

当審議会において本件保有個人情報を確認したところ、質問書の各項目に対する個別の回答に相当するものが記載されていることが認められた。ほかに特定すべき文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 条例第 17 条第 8 号該当性について

ア 本号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、開示することにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された保有個人情報は不開示とすることを定めたものである。

そこで、この考え方に基づき、個人に割り当てられた警察電話番号が本号に該当するか否かを以下検討する。

イ 当審議会において本件保有個人情報を確認したところ、不開示とした警察電話番号は、個人に割り当てられたものであることが認められる。

個人に割り当てられた警察電話番号は、警察内部の連絡用に設置された番号であり、これを開示すれば、開示されている情報と照合することにより、当該警察電話番号を利用する個人を特定した一般電話回線による接続が容易となることが認められる。警察業務は、その他の行政事務と異なり、検挙や規制を行うものであることから、被疑者及び関係者からの反発や反感を招くおそれがあり、警察電話番号を利用する個人を特定した脅迫、誹謗中傷、事務妨害等を目的とする架電等により、通常事務における必要な連絡又は突発事案への対応等に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、個人に割り当てられた警察電話番号は、公にすることにより、警察内部の連絡に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 17 条第 8 号に該当する。

なお、審査請求人は、警察電話番号について、警察本部では開示された旨を主張しているが、当審議会において事務局を通じて実施機関に確認したところ、開示されたとする警察電話番号は、個人に割り当てられたものではないとのことである。

(5) 審査請求人のその他の主張について

本件保有個人情報の特定及び個人に割り当てられた警察電話番号を不開示としたことの妥当性については前記(3)及び(4)において述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「5 審議会の結論」のとおり判断する。

別記 1

平成 30 年 1 月 29 日私が稲沢警察署長あてに提出した質問書に対して

②稲沢署が「回答済み」であると判断する根拠となった資料

③質問書に記載した 11 項目について、回答をした内容がわかる文書

請求日現在稲沢警察署で保管するもの

別記 2

文書 1 警察安全相談等・苦情取扱票（平成 25 年 3 月 22 日受理に係るもの）【請求内容②及び③に該当するもの】
文書 2 起案文書の写し（平成 25 年 3 月 13 日起案に係るもの）【請求内容②及び③に該当するもの】
文書 3 警察安全相談等・苦情取扱票（平成 26 年 4 月 20 日受理に係るもの）【請求内容②及び③に該当するもの】
文書 4 警察安全相談等・苦情取扱票（平成 27 年 3 月 23 日受理に係るもの）【請求内容②及び③に該当するもの】
文書 5 警察安全相談等・苦情取扱票（平成 27 年 4 月 27 日受理に係るもの）【請求内容②及び③に該当するもの】
文書 6 警察安全相談等・苦情取扱票（平成 27 年 8 月 25 日受理に係るもの）【請求内容②及び③に該当するもの】
文書 7 收受票（平成 26 年 12 月 25 日收受に係るもの）【請求内容②及び③に該当するもの】
文書 8 起案文書（平成 27 年 1 月 19 日起案に係るもの）【請求内容②及び③に該当するもの】
文書 9 收受票（平成 27 年 4 月 16 日收受に係るもの）【請求内容②及び③に該当するもの】
文書 10 起案文書（平成 27 年 7 月 1 日起案に係るもの）【請求内容②及び③に該当するもの】
文書 11 收受票（平成 27 年 4 月 30 日收受に係るもの）【請求内容②及び③に該当するもの】
文書 12 起案文書（平成 27 年 8 月 3 日起案に係るもの）【請求内容②及び③に該当するもの】
文書 13 收受票（平成 27 年 9 月 10 日收受に係るもの）【請求内容②及び③に該当するもの】
文書 14 起案文書（平成 27 年 9 月 25 日起案に係るもの）【請求内容②及び③に該当するもの】
文書 15 收受票（平成 27 年 10 月 26 日收受に係るもの）【請求内容②及び③に該当するもの】
文書 16 起案文書（平成 27 年 12 月 3 日起案に係るもの）【請求内容②及び③に該当するもの】
文書 17

収受票（平成 28 年 9 月 26 日収受に係るもの）【請求内容②及び③に該当するもの】
文書 18
起案文書（平成 28 年 10 月 28 日起案に係るもの）【請求内容②及び③に該当するもの】
文書 19
収受票（平成 29 年 9 月 22 日収受に係るもの）【請求内容②及び③に該当するもの】